

新旧対照表

(管理委託契約約款_2024年1月30日変更届出)

今回届け出る規程	現行規程	変更理由
<p>第3条(著作権管理委託の範囲)</p> <p>(8)テレビ放送及びインターネット配信における利用 <u>著作物を、テレビ放送(地上波・BS・CS)、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送、及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。公衆送信のため複製し、その複製物を譲渡すること。</u></p> <p>(9)インターネットにおける複製利用 <u>著作物を、コンピューターで読み取り可能な形式で複製し、ウェブサイト及びSNS等のインターネットを用いて公衆送信すること。または受信先の受信装置を用いて著作物を公に伝達し、または受信先の受信装置にコンピューターで読み取り可能な形式で複製すること。</u></p>	<p>—</p>	<p>新設</p>
<p>第3条(著作権管理委託の範囲)</p> <p>(10)展示目的における二次元著作物の複製利用 <u>二次元の著作物を、展示に利用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</u></p> <p>(11)展示目的における三次元著作物の複製利用 <u>三次元の著作物を、展示に利用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</u></p> <p>(12)1枚の印刷物への利用における複製利用 <u>著作物を、1枚の印刷物への利用のため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</u></p> <p>(13)冊子及び書籍類における複製利用 <u>ISBN(国際標準図書番号)または、ISNN(国際標準逐次刊行物番号)、書籍JANコードが付されていない冊子及び書籍類に利用するため、著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</u></p> <p>(14)書籍類における複製利用 <u>ISBN(国際標準図書番号)または、ISNN(国際標準逐次刊行物番号)、書籍JANコードが付されている書籍類に利用するため、著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</u></p>	<p>(8)展示目的における二次元著作物の複製利用 二次元の著作物を、展示に利用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</p> <p>(9)展示目的における三次元著作物の複製利用 三次元の著作物を、展示に利用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</p> <p>(10)1枚の印刷物への利用における複製利用 著作物を、1枚の印刷物への利用のため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</p> <p>(11)冊子及び書籍類における複製利用 ISBN(国際標準図書番号)または、ISNN(国際標準逐次刊行物番号)、書籍JANコードが付されていない冊子及び書籍類に利用するため、著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</p> <p>(12)書籍類における複製利用 ISBN(国際標準図書番号)または、ISNN(国際標準逐次刊行物番号)、書籍JANコードが付されている書籍類に利用するため、著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。</p>	<p>今回の第3条、(8)(9)の追加により現行の(8)～(12)が繰り下がるため</p>
<p>附則(実施の日)</p> <p><u>この約款のうち、第3条(著作権管理委託の範囲)(8)テレビ放送及びインターネット配信における利用、及び(9)インターネットにおける複製利用著作物の使用料に関する事項については令和6年3月1日から実施する。</u></p>		<p>今回の第3条、(8)(9)の追加により新設</p>